

平成30年度

# 政務活動費 収支報告

最近話題の  
政務活動費ってなに？

政務活動費とは、地方自治法に基づき、市長が議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものです。その交付額や交付対象については坂出市議会政務活動費の交付に関する条例で定めており、各会派に対し所属議員1人当たり年額25万円を交付しています。



(単位 円)

| 会派名                   | 市民グループ<br>未来の会 | 新政会       | 公明党<br>議員会 | 市民の声    | 日本共産党<br>議員会 | 新緑      | 市民と共に   |
|-----------------------|----------------|-----------|------------|---------|--------------|---------|---------|
| 会派人数                  | 8人             | 5人        | 2人         | 2人      | 1人           | 1人      | 1人      |
| 交付額                   | 2,000,000      | 1,208,000 | 500,000    | 500,000 | 250,000      | 250,000 | 250,000 |
| 使<br>途<br>の<br>内<br>訳 | 調査研究費          | 0         | 0          | 0       | 0            | 0       | 0       |
|                       | 研修費            | 0         | 0          | 148,916 | 102,210      | 0       | 104,310 |
|                       | 会議費            | 0         | 0          | 0       | 0            | 0       | 0       |
|                       | 調査旅費           | 1,517,382 | 325,325    | 0       | 0            | 0       | 0       |
|                       | 要請・陳情活動費       | 0         | 0          | 0       | 0            | 0       | 0       |
|                       | 資料作成費          | 0         | 0          | 0       | 0            | 0       | 0       |
|                       | 資料購入費          | 0         | 0          | 17,200  | 0            | 0       | 0       |
|                       | 広報費            | 0         | 289,440    | 0       | 45,360       | 250,000 | 0       |
|                       | 広聴費            | 0         | 0          | 0       | 0            | 0       | 0       |
|                       | 人件費            | 0         | 0          | 0       | 0            | 0       | 0       |
| 残額(返還)                | 482,618        | 593,235   | 333,884    | 352,430 | 0            | 250,000 | 145,690 |

※平成31年3月31日現在の会派について掲載しています。年度の途中で所属議員数に異動が生じたときは、交付額が変更になります。

どういふことに  
使えるの？

会派が行う調査研究、研修、各種会議への参加、広報、広聴、要請・陳情活動など、市政の課題や市民の意見を把握し、市政に反映するための活動等が対象になります。政党活動、後援会活動、私人としての活動のための経費等は対象となりません。

本市の平成30年度の実績では、先進地視察や研修などの経費(約78.5%)、広報紙作成等の経費(約20.9%)、図書や資料等の購入などの経費(約0.6%)に使われています。

毎年度終了後に、領収書の写し等の証拠書類を添付した収支報告書を議長に提出することになっています。議長が収支報告書の内容を確認した後、市長へ収支報告書の写しを送付します。残額があった場合はすべて市長へ返還します。

さらなる透明性確保のため、収支報告書に加えてすべての領収書をホームページで公開しています。

領収書は添付  
しているの？